京都府公立大学法人コンプライアンス推進規程

平 成 20 年 10 月 16 日
京都府公立大学法人規程第 30 号

（目　的）

第１条　この規程は、京都府公立大学法人（以下「法人」という。）におけるコンプライアンスの推進を図るため、別に定められた法人倫理規程の推進とともに、必要な事項を定めることにより、もって法人に対する府民等の信頼確保及び業務運営の公平かつ公正な遂行の確保に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) コンプライアンス　法人の役員及び教職員が法人の業務遂行において法令（法人における規則、規程、要綱等を含む。以下同じ。）を遵守するとともに、高い倫理観に基づき良識ある行動をとることをいう。

(2) 教職員等

ア　法人の役員及び教職員（公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）により派遣された者を含む。）（第８条第１項の内部通報の日前１年以内に法人の役員及び教職員であった者を含む。）

イ　法人との請負契約その他の契約を締結している事業等に従事する労働者（第８条第１項の内部通報の日前１年以内に労働者として当該事業等に従事していた者を含む。）

ウ　法人との請負契約その他の契約を締結している事業者の役員

エ　法人を役務の提供先とする派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第２条第２号に規定する派遣労働者をいう。）（第８条第１項の内部通報の日前１年以内に派遣労働者であった者を含む。）

オ　法人と業務委託関係にある特定受託業務従事者（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和５年法律第 25 条）第２条第２項に規定する特定受託業務従事者をいう。）（第８条第１項の内部通報の日前１年以内に特定受託業務従事者であった者を含む。）

カ　府立医科大学及び府立大学の学生、大学院生等で、同大学の研究等に参画している者

キ　その他理事長が特に認めた者

(3) 違法行為等　次に掲げる行為をいう。

ア　法令に違反する行為又はそのおそれのある行為

イ　学生、教職員等の生命、身体、財産その他の利益に重大な損害を与える行為又はそのおそれのある行為

ウ　府立医科大学附属病院における医療安全管理の適正な実施に疑義を生じさせる行為又はそのおそれのある行為

エ　その他法人の事務事業に係る不当な行為で、法人の利益を失わせ、若しくは法人に著しい損害を与えるもの又はそのおそれのあるもの

(4) 通報者　違法行為等を発見し、内部通報を行う者をいう。

(5) 管理、監督又は指導する立場にある者　法人の理事、管理職及び所属の長の立場にある者をいう。

（役員及び教職員の責務）
第３条　法人の役員及び教職員は、法人におけるコンプライアンスの重要性を深く認識し、常に教育・研究の発展に寄与するため公平かつ公正な業務の遂行に努めなければならない。

（管理監督者の責務）
第４条　法人の業務において管理、監督又は指導する立場にある者は、自己の管理、監督又は指導する部署において、コンプライアンスの推進が図られるよう努めなければならない。

（コンプライアンス委員会）
第５条　理事長は、法人におけるコンプライアンスの推進を図り、公平かつ公正な業務の遂行を確保するため、京都府公立大学法人コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
２　この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（内部監査の実施）
第６条　コンプライアンスに資するため、法人会計規則第 45 条に定められた内部監査を実施することとし、法人監事の指導のもと、内部監査担当職員が毎月契約や支出、資金管理、執行状況等を検査することにより会計経理の適正を期すとともに不正の未然防止を図るものとする。

（通報窓口）
第７条　法人に、コンプライアンスの推進のために、教職員等からの内部通報を受け付ける窓口を設置する。
２　前項の通報窓口は、内部通報に係る事前又は事後の相談に応じることができる。

（教職員等の通報）
第８条　教職員等は、法人の事務の管理、運営、執行等に係る違法行為等があると判断したときは、通報窓口に対し、その旨を通報することができる。
２　通報者は、客観的で合理的根拠に基づく内部通報を行うものとし、人事上の処遇への不満、誹謗中傷等その他の不正の目的で行ってはならない。

（内部通報の処理）
第９条　内部通報があった場合における調査、是正又は再発防止のための措置の実施、その他の内部通報の適切な処理について必要な事項は別に定める。

（不利益な取扱いの禁止等）
第 10 条　通報者は、通報を行ったことを理由として、人事、給与及びその他の身分並びに勤務条件等に関していかなる不利益な取り扱い（事実行為を含む）も受けない。
２　前項の規定は第７条第２項の規定により相談を行った者にも準用する。

（委任）
第 11 条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附　則
この規程は、平成 20 年 10 月 16 日から施行する。

附　則（規程第 30－１号）

この規程は、平成 30 年７月 19 日から施行する。

附　則（規程第 30－２号）

この規程は、令和４年６月 16 日から施行する。

附　則（規程第 30－３号）

この規程は、令和８年 12 月１日から施行する。